

令和元年度 第3回  
高野町農業委員会 定例会

# 議 事 録

令和元年7月22日開催  
( 公 開 用 )

高野町農業委員会

# 令和元年度 第3回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

- 開催日時** 令和元年7月22日（月）
- 開会時刻** 午前10時00分開会
- 開催場所** 高野町役場 2階 大会議室
- 出席委員** 2番 井阪 晴美      4番 井手上 治己      5番 西辻 政親  
6番 森脇 伸宜      7番 下名迫 勝實      9番 柳 葵  
以上6名出席
- 欠席委員** 3番 梶谷 廣美      8番 上田 静可  
以上2名出席
- 事務局員** 事務局長 小西 敏嗣  
事務局員 門谷 佳彦・辻本 香織・谷 愛梨・民農 里英
- 関係者**
- 議事事項** 報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
協議第2号 高野町農業委員会農地パトロール（利用意向調査）実施要領の一部改正について  
その他
- 議事内容** 次のとおり

\*\*\*\*\*午前10時00分 開会\*\*\*\*\*

事務局（民農里英） おはようございます。定刻となりましたので、令和元年度第3回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本委員会ですが、本日出席委員6名、欠席委員2名、8番上田委員、3番梶谷委員です。そして、推進委員1名出席、欠席推進委員11番佐藤委員です。高野町農業委員会会議規則第10条による規定数を超過しておりますので、本日の本委員会は成立しておりますので御報告いたします。

それでは、事務局長より御挨拶いたします。

事務局長

おはようございます。皆さんには、お忙しいところ、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。また、これからちょっと暑い時期にはなるんですけども、また恐れ入りますが、後で、お話にもありましたように、農地利用調査のほう、ことしもよろしく願います。

以上です。

事務局（民農里英）

ありがとうございます。

続きまして、高野町農業委員会会議規則第29条に基づく議事録署名委員を事前に議長より御指名いただいております。

本日の署名委員は5番西辻委員、6番森脇委員にお願いいたします。

続きまして、議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第9条により、当委員会の会長となっておりますので、柳会長よろしく願います。

議長

改めまして、おはようございます。きのうは選挙でいろいろとにぎやかだったと思いますけれども、ことしはいろんな年に、また令和で始まってこれからいろいろとあると思いますけれども、農業のほうもこれから、雨続きで皆大変だと思います。これが天気になってきたら、同時にいろんな病気が出てくると思いますけれども、それに対応していただきたいと思います。

それでは、次第に沿って行いたいと思います。

報告第6号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（民農里英）

報告第6号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について。農地法第3条の3第1項の規定について、農林水産省令で定めるところにより、別紙農地について届け出があったので報告します。令和元年7月22日提出、高野町農業委員会会長、柳葵。

本案件は、別紙のとおり・・・番・・・を含む計3筆の相続による農地の権利取得の届出がありました。申請者の住所、氏名は・・・番地、・・・氏です。

農林水産省令の定めにより、事務局長専決事項として申請者に受理通知書を交付しました。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。  
ただいま、事務局より説明ありましたが、何か、御意見、御質問ございませんか。

(「ない」と呼ぶ者あり)

議長

意見がないようですので、報告第6号については以上といたします。  
続きまして、協議第2号「高野町農業委員会農地パトロール（利用意向調査）実施要領の一部改正について」について事務局より説明お願いいたします。

事務局（民農里英）

協議第2号「高野町農業委員会農地パトロール（利用状況調査）の一部改正について」、別紙のとおり、実施要領の一部を改正したいので、協議願いたい。令和元年7月22日提出、高野町農業委員会 会長 柳葵。

本件につきましては、高野町農業委員会のパトロール（利用状況調査）実施要領の一部改正について一部を改正したいので協議を求めます。

昨年から変更になっております第9条（賃金）を削除し、第10条（その他）を繰り上げ、第9条とするものです。

以上です。

議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何か御意見、御質問ございませんか。

(「ない」と呼ぶ者あり)

議長

ないようですので、協議第2号については、同意いたしたいと思えます。

続きまして、協議第3号「農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査の実施について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（民農里英）

議案に修正がございます。平成30年の農地利用状況調査が令和

元年になりますので、御修正をお願いいたします。失礼いたしました。

協議第3号「農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査の実施について」、別紙実施要領に基づき、令和元年の農地利用状況調査を実施するので、協議願いたい。令和元年7月22日提出、高野町農業委員会会長 柳葵。

本案件につきましては農地法第30条の規定に基づく農地利用状況調査の実施についてでございます。別紙実施要領は、さきの協議第2号で御同意いただいたものでございます。

昨年に引き続き、本年も農地利用状況調査を行います。お手元に実施方法・実施要領・調査票・図面のファイルを配布しております。

昨年との変更点ですが、まず、地区割を少し変更しております。また、活動整理簿についてなんですけれども、日額の賃金がなくなって、御記入の必要がないと感じられるかと思うんですけれども、皆さんの活動というのを教えていただきたいので、活動いただいたお日にち、内容は御記載いただくようお願いいたします。

次に、調査票や地図ですが、昨年はばらばらだったりして、大変お手間になることが多かったと思います。ですので、今回は、御不便かけないように、地番が小さい順から並べかえていたりとか、少しちょっと、去年とまた景色が違うと思います。備考欄に具体的な農地の状況を記載いただいておりますら、その分を追加修正という形で記載しておりますので、ことしの現地調査で現況と違えば、またそちらのほう、修正をお願いいたします。

地図に関しまして、今までは、農地の上に地番だけが表示されていたかと思うんですけれども、農地の地番の上に小字を表示しております、小字ごとに農地の色を変えたりしています。委員の皆様にとりましては、農地の場所など既に御理解、わかっていることで、かえって御不便に感じることもあると思うんですけれども、そんな御不便な点はまた御指摘いただきまして、来年の意向調査に反映して、ぜひ改善していきたいと思っております。よろしくようお願いいたします。

今回の調査の結果、農地法第32条1項に記載されている1号及び2号農地に該当した場合、利用意向調査を実施いたします。利用意向調査は、9月から11月末までに実施する必要があることから、9月の定例会までに御提出いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

事務局（門谷佳彦）

済みません。補足なんです、お手元に委員携という冊子をお配りさせていただいているかと思うんです、ごらんになっていただけますでしょうか。

冊子の88ページに、今、説明させていただきました遊休農地の発生防止対象に対する措置の方法を書いています。いま一度、お手元の88ページをお開きになってください。

よろしいでしょうか。利用状況調査については、ここの(2)に書かれている農地法の位置づけにおいて、こういうふうなことになっていますということを書いています。皆さんがしていただく調査が、89ページの1番、緑で書いてあるところの上ですので、利用状況調査で把握した農地という、そこまで把握をしていただく必要があるんです。その後、意向調査というのが各農地法に基づいてやる必要があるので、11月までに行っていただきたいというところ です。

90ページに、遊休農地と荒廃農地の定義というのがありまして、上のほうはいろいろ書いているんですけども、すっ飛ばしてもらって構いません。下が、今回してもらうのが、遊休農地、農地法第32条第1項の各区分についてのことが、判断をしていただく必要があります。今回、1号農地と2号農地というのがある、1号遊休農地というの、ここに書いてあるとおり、過去1年以上、農作物が作物されず、今後も耕作によっての草刈りや耕起など、維持管理行為のされていない農地、要は何にもしていない農地を遊休農地として定義をしてください。

例えば、今、区分が1から6までであると思うんですが、恐らく1、2は耕作をされている状況で、3、4についてはこの1号に当たる部分でないかなと思います。6についてはもう、農地というふうな判断になりますので、そういうふうにしていかないといけないということです。

あとは、この辺、いろいろ裏にパトロールの仕方がどうか、こうとかと書いています。以前にお渡ししております委員手帳というのがあると思うんですが、調査の際は、必ず携帯してください。勝手に人の土地に入る、入るとるやないかと言われたときに、その委員手帳の中では、立ち入ることができるようになっている、権限がございましたので、こういうふうになっていますとお見せいただいて、それでも文句ある場合は、事務局のほうへ電話してくれというふうには話はしてくれたら構いませんので、必ず持って行ってくださいね。お願いします。

本年度は、その荒廃のうちをしていただいたうち、1号遊休農地の中でも、さっきの90ページに戻ってもらったら、再生利用が不可能な農地というふうな部分があると思うんです。いわゆる5とか、そういうふうな区分をされた部分になりますが、それについては、2昨年ですか、鹿児島県のほうで、非農地の取り組みについて、活動の研修をしていただいておりますので、本年度については、ス

ポットであります、何カ所か非農地判断をしていって、再生不可能な農地については、もう確定をしていって、次年度以降、農地の利用状況調査等を行わなくて済むように行いたいと考えておりますので、皆様の御協力をお願いをいたします。

以上です。よろしく願いしておきます。あと、詳しいことは、ハンドブックですか、88ページからずっと載っていますので、一度、読んでおいてください。

以上です。

井阪委員

昔はこの形だったけれども、今、荒れてきて、山みたいになっているんですけれども、そこへ入っていくんか、行かれへんところ、ありますね。

事務局（門谷 佳彦）

そうですね。要は、入っていくのが困難な農地とかというのは、調査の対象から外してもよいとされています。その事情を備考欄か何かに記載していただいたら、それについては、また複数の委員でまた再調査をしますが、その上での非農地の判断とか、そういうことを含めてやっていこうと思うんですけど、ただ、再生が困難であるか否かというのを確認した上で採取していきたいんですけど、確かに、もう既に山になって、入っていくことが不可能なことというのは、地図の中にも何カ所か見受けられるのは確かです。それについては、毎年こんな無駄なことやってもしゃあないので、ことし、せっかく九州で勉強されていますので、非農地判断というふうなことをしていかなと、委員会としてもよろしくないの、ことしはやっていこうと。場所的には、西富貴の一部と筒香、それと花坂ぐらいか細川のどちらかで非農地判断、各種10件ぐらいはやれたらいいかなと思っています。特に西富貴なんか、地獄谷のほうとか、あっち側ですかね。あんなところ、もういつまでも台帳に載せとってもしゃあないようなところなんで、もう僕がここへ来てから、もう4年たちますので、もうそれも10何年たってますから、もういけるかなと。あと、筒香なんかは、下筒香、中筒香なんていうのはもう、圧倒的に多いかなという感触がありますし。細川をやりたいんですけど、細川は地籍調査をやった関係があって、そのデータが反映ができてないので、地籍のほうか。恐らく、ここは地図上ではまだ反映されていないんですけど、台帳上では反映できていますので、ちょっとややこしいんですけども、その辺、見きわめてお願いしたいと思います。

そういう困難なところは、本当に困難なことという理由を書いておいてくれたら、わかるようにさせてもらったら、後でそういうところをピックアップして、非農地判断かけていくことをしていこうか

なと思いますので。ことし多分、前のやつよりすごく見やすくなって、小字と地番を表記するように、印字をかえておられます。色違いは、各字で色を決めていると思います。その字を目標に、その調査票と比べて行ってしてもらったらなと思うんですけども、将来はそのタブレットを1台ずつ配布して、それにしてもらおうということを考えてもいいのかなと思うんですけど。

その辺も含めて、ちょっと今後の課題として考えていこうと思っていますので、お願いします。

下名迫委員 7番下名迫ですけども、昨年したときに、去年まで、いや、おととしか、おととしまで畑やったんやけども、去年調べたら、廃材やとかいっぱい置いてあって、そんなときの判断は、どないつけたらいいのかなと思って。

事務局（門谷 佳彦） それはですね、逆に言うと、違反転用というふうになりますので、持ち物だったら取り締まりの対象となりますので、非農地という判断をしないでください。そういうところはそういうところで教えていただいたら、みんなで、違反転用と違うのかという話を、ちょっと所有者にせなあかんの、そういうところがありましたら、またその備考欄に書いていただいて。

井阪委員 廃材って、あれ、芝にしはんのんちゃうん。

下名迫委員 芝やな

井阪委員 それやったらええんちゃうん。あかんの。芝区切って、またちゃんと積もうとしてはるかもわかれへんし。一遍にようせんさかいに。

事務局（門谷 佳彦） 厳密に言うと、農地というのは農業の供される目的でどうこうという大前提があるので、その芝が農業と結びつくかといったら、ちょっと難しいところがあって、周囲の営農に著しく影響を及ぼすとか、そんなのがない限りは、まあまあ、おいおい、おいおい移してするんやろか。そこはまた将来、農地としてするかどうかの意思だけ確認してもらったらいいと思うんですよ。いやいや、ずっとここは芝の置き場にするんだとかっていったら、いやいやそれはだめですよという話ができるので。一過性のものなのか、ずっとやるのかがわからなくて。ちょっとその辺は細かく1回アプローチしてもらって。もし、わからへんかったら、その辺は置いといてくれたら、意向調査かけるときにもう対象にしていきますので、こちらが意向調査をして、どうするかという意向をかけますので、それはそれで

書いといてもらったら。基本的に、今までつくって、6のところは意向調査の対象とするというのが原則です。

まあ1回、そんなところも多いと思います。多いと思いますので。

例えば、よその市町村の農業委員会で委員さんに言われたのが、例えば10平方メートルあるうちの7平方メートルが耕作しとって、3平方メートルだけ、何か車を置いたりするのにつくってないのは、これはどないするんやという御意見があったらしいというお話を聞いて、どうしたのっていう話をしていたら、車を置くというのは、単にその家の車を置いてるんじゃないなくて、その農業をするために、資材を運んだりとかするための車を置くスペースにしているということは、農業用施設の一部であるという解釈をしたんだと。だから、それは耕作放棄地でもなく、違反転用でもないよという判断をした。それはそれで理にかなっているので、農道は基本的には転用の例外規定になっていますので、問題ないかなというところがあります。

ただ、農地はあるんやけど、自宅の息子の車を置いているだけの駐車場がわりにするというのは、これはだめです。

井阪委員

そんなところありますわ。最近みたんやけど、そこ昔、田んぼやってね。もう長いとこ作らはらへんで、自己管理はしてくれてはったんやけど、最近、車とめるとこ、埋めはりましたのや。その人は、月に1回、来てはるか、来てはらへんか、そんな状態ですんけどね。

事務局（門谷 佳彦）

そういうのは、基本的に転用の手続をしていただく必要がある可能性がありますよね。状況がはっきりわからないので、何とも断言はできませんけれども、確かにそういうケースはふえてきているというのは、各市町のほうでもお話聞きますし、あかんというふうにするのか、どうするかって、難しいんです。あかんとか、ほっとかれるし。じゃあもう転用の手続してよというふうに。その辺ちょっと、個別に相談せなあかんところも。そういう、多分、きな臭いところは、多分6って書いて、その状況を書いてもらったらいいと思うんで、それでまた、事務局でリストアップして、その個別にそういう6のところだけ再度調査、担当地区とその他の委員さんと含めた上での調査をせんとあかんで、その辺はまたさせていただこうと思うので、そういうこともするので、できるだけ、みんな忙しいと思うんですけれども、できるだけ早くやって、できるだけ回答をいただくと、そういう作業に余裕ができますので、お願いをいたします。

議長

何かほかにはないですか。

事務局（民農里英）

地図を見ていただきますと、ことしは字ごとに色が塗られてあるんですけども、その色と、右下に載っている1番から6番の区分の色は、全く関係のないものでありますので、赤いからこれは6に該当するとかいうことではないので、御承知ください。

西辻委員

この色はあてにならへんの。さっきから見よったらどないなっとなかなと思って。

事務局（門谷佳彦）

地図を見てもらったときに、状況を見ながら、これは1の色やな、2の色や、3の色やって、参考に見てもらうのは構いません。あくまでも色じゃなくて、1というのはどういう農地、2というのはどういう農地。そうそう、あれはもうあくまでも目標なんで。

あと、耕作放棄地について、遊休農地については、年々増加傾向にある統計ですので。また、その農地パトロールをしたときに、Aさんの農地やけど、Bさんが借りてつくってるというところは多分あると思うんです。その中で、使用貸借権とか、利用権の設定かけてあるところというのはわかるんですけど、うちでも把握できていないところの利用権設定していないところって、多分あると思います。それについては、農地の集積の関係もあるので、そういうところをまた洗い出してもらって、利用集積をしていただく手続をしていただく、あと、トラブルのないようにしていただくことも進めたいので、全部合わせて、多分書いといていただいたらうれしいです。ようけあると思うんですよ。それをちゃんとしていないと、後々、その人が突然亡くなったりとかして、放りまくって、トラブルになることって多々あるんですね。だから、それを防ぐのにも、やっぱり利用権の設定をきちりしていただいたら、あとはその人が亡くなっても、その人の相続人がちゃんと責任持って片づけまでしてもらおうということも言えるので。ただ、個人同士で勝手にやられとったやつを農業委員会に言われたところでも、本当かどうかがわからないので、助けというか、アドバイスしてやる方法がないんですよ。これから、うちの場合でもそうですけれども、農家さん自体も高齢化になってくるし、不在地主さんが出てくる中で、今、家、この町でおられる農家さんが貸してやる部分にはいいんですけども、その方が亡くなったりしたら、息子さんとか、御親族がもうよその町でおられるので、突然返せとかいうトラブルが出るかもしれんし、それを防ぐのに、やっぱりその家も含めた御家族の上で、AさんはBさんに貸してますということを理解をしていただきたい。それをちゃんとしていたら、うちのほうに照会というのが、それはいつまで貸すようになっていきますということも言えますので、貸すほうにとっては、もう自分でせんでも、つくってくれるというのは、

もう喜んでという方が多いと思うんですよ。管理もかなわんから。だけど、後々、その次世代のときのトラブルを防ぐ上では、やっぱりそういうことをきちんとしていったほうが、やっぱり安全ですし、あと、知らずと、前年度あったような、納税猶予を受けているようなところを知らんと貸してしもうとったとか、非農地にしとったというのは、年金の関係で変わってきたりとかということも出てきますし、特に経営移譲年金を受けている方の土地というところは、十分気をつけていただかないと、年金の額が変わっちゃったりしますので、その辺も含めて、重点的にやっていただきたいです。

井手上委員

いつでも思うんだけど、状況調査のことですけれども、これ、地番界が非常に変わっている。それで、そのもう既に農地でないところ、ちょっと開けるとどこにしか場所をとって、農地の地番を設定しているというようなことで、地籍と全然合っていないと思うんですわ。そやさかいに、こないしてきっちりするようになってきたら、やっぱり集落内だけでも地籍調査を早うしてもらおうような方向で、農業委員会からでも町長に申し入れるというのか、そんなことはできへんのかな。

事務局（門谷 佳彦）

農業委員会法で、行政に対して意見を述べる機会というのが設けられているんですよ。そういうことで、ひとつことし、行政側に対して、農業委員会から行政に対して、そういうふうな要望というか、こともしても問題はないって、やればやれんことはないです。ただ、要望はするんですけれども、実際それが実になるかどうかは別として、だけど、井手上さんが言うみたいに、農業委員会としては、そういう要望はちゃんと毎年出しておくべきだし、それは地籍調査を推進する業務の持っている担当課としても、そういうことを真摯に受けとめた上での地籍調査計画を立てていくべきだと、私、個人的には思うので、それは皆さんの御意見がありましたら、その例えば、今言う地籍調査だけにかかわらず、鳥獣の対策のものであるとか、集落間道路の問題であるとか、いろんな、農業をしていく中での改善していったほうが担い手の育成になるとか、農業の集積につながるとかということ、ありますので、それはそれぞれ、農業委員会として、各町の、各セクションの行政に対して、町長に対しての意見を述べるということをやっても大丈夫ですし。

それは和歌山県内でも、和歌山市さんとか、どこか県内2、3カ所ぐらいはやっているらしいんですけど、全然、農業委員会法上ではできるので、町長に渡しに行くということもできます。町長も受け取ってくれます。あと、どないしているか知りませんが、そこまではしてくれると思いますので、それは今年度、12月とい

うよりか、11月に予算編成があるので、それが済んでからやっちゃって意味がないので、できれば9月中にある程度原案をまとめた上で、10月の初めごろには皆さんと一緒に、徐々にお渡しするという機会をつくっていかんと、次年度の予算の反映にはならないので、そういうことも含めて、1回やっていったらいいかなとは思いますが、逆にも、井手上さん、議会の委員さんについての意見とか、あれば、教えていただいて、いや、そんなことせんでええよというんやったらもうしませんし、農業委員会としてするのであれば、していったらいいですし、ただ、やっぱりみんなの中でしていかんと、そのやる要望で、値打ちがない。みんなが言うのと、1人が言うのと、事務局だけ言うのとだけじゃ値打ちがないので、やっぱり各地区の実際に農業をやられている地区の担当委員さんが、やっぱり肌で感じた上での行政に対するそういう意見とかという要望というのは、出しておくほうがやっぱりききますね。事務方がごちゃごちゃ言うよりは、圧倒的に。

まあその、やったからというて、それが必ずしも政策や予算や、実現に向けた動きになるかというのは別なんですけれども、やっぱり毎年訴えていくこと、うちらでも建設課のほうで、全然関係ないんですけど、道路の拡張をしてくださいとかという要望、毎年同じこと言うてくるけど、毎年かかわってるけど、あれも毎年やることに意義があるということやってるんで、それと同じような意味で、農業委員会から毎年言われたら、必然的に役所側のほうで予算のつけるときの優先順位も上げていかざるを得ないし、もうそれで、仕切ってやるというのも、役所もやりづらくなるんやけど、それでも上げていくのはやっぱり大切だと思うので。委員会として、そういう各地区の諸問題があって、これが自分らでやる、いわゆる自助でやる部分と、公助でやる部分と、ちゃんとすみ分けせなあかん。何でも公助になるとこれおかしくなるので、自助でやるけど、公助でやっぱりする部分であるとかということも含めて、やっぱりきちんと精査した上で上げていくと、値打ちが出てくるかなと思いますので。それは全然、ルール上、できます。

農業委員会の形としては、本来、すべきことだと言われるのが、法律上のことです。あと、プラス農業委員会と、各地区の農業者との懇談会とかもしなさいとかいうことは、国もおっしゃっていますので、そういう問題を解決するのに、まず地区の中でどういう問題があるかという話し合いをして、今度、農業委員会の中で、各地区ごとの問題を取り上げた上で、そういう解決策を議論して、最終的にそういう要望やら、改善するとか、活動するとかというふうなことをするというのが、本来、正しい農業委員会の法律上の位置づけである。

何もこの法定審議ばかりするのだけじゃないというふうに言われていますので、そうなので、その辺、また皆さんの意見を聞いて、スケジュール的に言うと、やっぱり9月中にまとめて、10月の委員会には、この案で出しますよという御承認をいただいて、その後、すぐに10月中に町長部局のほうに提案するというぐらいですね。そうせんと、間に合わんかなと。来年度の、令和2年度の当初予算に盛り込んでいただくと。例えば、出すのも農業委員会に出すのも一つです。農業委員会から町長へ出すのもそうですし、町の議会のほうにも要望するのも一つです。どっちもありますので、両方してもいいです。議会のうちの所管の厚生常任委員会とか、いろんな問題あったら、どこってないんですけどね。

まあ、ぜひぜひ、そういうふうなことは、事務局としては、していただいたら仕事がふえてかなわんですけど、でも、農業委員会としてはすることは絶対大切やし、していかなあかんですね、これから。

井手上委員 集落の周辺に農地があるさかいに、そやさかい、余計にそないするほうが、後々また全然違うんかなと思いますかね。

事務局（門谷 佳彦） おっしゃるとおりで、集落周辺に農地があって、農地もありや、道路もある、水路もある、施設もあるってなったときに、やっぱり一番身近で、人間が生活する中のところが、どこが誰のじゃわからんとか、何するってなったら、今後、新しい人を呼んできて、使ってもらいの、使ってもらえへんのって言うたら、誰かわからへん、どこかわかれへんではもう使えへんので、早急に集落の地区だけでも調査を先にして、そのうちに山林なんかも順次していくという方法も、一理、農業委員会活動でいう意味はあるかもしれないですけど。

井手上委員 そない思うだけですな。  
それは、こっちから申請というか...

事務局（門谷 佳彦） 申請というか、そういう要望書・・・例えばどういう問題があるという、今だったら地籍調査という案を1個いただいたので、それに対して要望をどうしていくかということをつくっていきます。次に何かがある。1個だったら、せめてやっぱり2、3個か、五つぐらいなかったらボリュームになれへんので、ぺらぺらな要望書も出されへんので、それなりにやっぱり出していこうと思ったら、あと、やっぱりそれはそれぞれ問題があると思うんです。担い手とかいうような、解決のできへんような問題もありますけど。そんなのも含

めて、やっぱり、言うような機会をつくってもいいんじゃないかなと思いますので、何かあったら、この。

例えば、行政が思っている問題点と、実際、現場で活動されている委員さんの問題点というのは、ずれてることって絶対あるので、それはやっぱり生の委員さんの声、今で言ったら、井手上さんの地籍調査のああいう問題とかを含めたことを、やっぱり委員会の場で教えていただくと、事務局がそれなりにこういう案というのを御提案させていただいて、いやいや、こんなん違うよ、こういうことやっていうことでもんでいくと、より精度の高い要望とかってできると思うので、ぜひぜひ、1回そういう問題を今の担当地区に振り返って、ないかなというふうなこと。いっぱいあるのは御承知しています。その中でも、より、これをこうしたらもっとよくなるのになとかいうところ、またあったら、こんなんどうやというのを上げてもらったら、こちらで議論をして、案をつくって、皆さんにもんでいただいとすることはできますので。

例えば、ことしの要望に上げるんじゃないくて、ことし1年間、しっかりそういうことを議論して、来年度に投げるというのも一つですね。その辺、いろいろとまとめてもらったらなと思います。

議長

はい、ありがとうございます。

ほかに何か質問など、御意見ございませんか。

どうぞ。

井阪委員

ちょっとこの間、今、リンゴをつくってはるところ、隣、いい場所やったんで、聞きに行ったんやけど、今のところは自己改善してくれてはりましたんや。やっぱり息子さんが、その場所は置いといてくれって。その隣にあるのは、何か1回借りに来られたけれども、そのものは使ってはったということで、自分で管理まではできへんでもよう貸さん・・・

もう1個、その隣に、リンゴをつくってはる隣の人の田んぼがあって、そこはどっちかいうたらふけたですね。ふけたってやわらかいところ。そこやったら、使ってもらってもええということでしたんやけどね。そやけど、それは広くないしね。そこは。

それもあるしと思って、ちょっと無理かなと思って、あっちこっちあいたところ、自己管理はしてはって、きれいに。

そやから、あんたとこ貸してくれへんかなと思って、なかなか。

事務局（門谷 佳彦）

そうなんですよ。なかなか、いろいろね、ほかの案件でも、土地を借りたいというので現場まで見に来られて、ここいいよね、ここいいよねって、候補地幾つか提案していただいて、担当地区の委員

さん通じて話してるんですけど、なぜか富貴という町は、貸してくれない。これはね、確かに、むしろ流動化を進める上ではすごい障害になることなんで、それをどういうふうにして、そう、なぜ貸さないのかという理由をまず、我々としては探る必要があるし。ただ、そんなややこしいやつやさかい、貸せれへんと思うとるのか、取られてしまうと思うとるのか、その辺が、どういうふうな思いを持っているかということもあるので、その辺の結構、意向調査とかしても、自分でするという答えが多いんですよ。実際、自分でしてないんですよ。何にもようしてないところがほとんどで。結局、草刈りだけしとるだけとか。草刈りも自分でやってなかったり、お金払って誰かにやってもらってるとか、何かようわからんことをやとるんで。そのお金払ってするんやったら、人にこの分、貸したら、お金払わんでええし、まだうまいこと、人によってはお金もらえるという話までするんやけど、なかなかその皆さん、何か農地を人に預けるといふことに対する抵抗感というのは、半端なくあるなというのが、ここ2年ぐらい、特に感じました。

今までは、委員さんがよく懇意にされている方とか、御説明してくれてたところが多かったんで、そんなに問題なく集積できたんですけども、今、ピンポイントでもう、荒れているところとか、そういうことで規模拡大したいよということとか、新規にやりたいというオファーがあっても、なかなか貸してくれんし、貸したろという人のところは、ええとこを取りたいとこやという感じのところ、貸してくれてよいところでも、めっちゃめっちゃ小さいとか、要件に合わないとか、そういうのがあるので、高野町としても、今、ホップをやっていますけれども、それも将来は、規模をふやしていかなと、産業として成り立たないという認識はあるので、それをふやしていきたい。ですけど、貸してくれないとか、借りれるところは大体条件が悪いんですよ。ぐっちょぐっちょのところ。それも含めた上で、また、町としてはどういうふうなことで、その条件整備もしていかなあかんかもしれんのやけど。

ただ、そのよーいドンで農地も貸してくれんということで、いきなり条件整備するのに、区画整理しますかって言うたって、そんなん絶対せえへんに決まってるんです。それをいかにうまいこと誘導していくかというところで、すごく難しいところなんです。

特に筒香なんかはね、もう農地の集積なんてね、ほぼ使える、ちょっと100%に近いほど皆、集積してくれてるんで、とりわけうまいこといってるかなと。ただ、受け入れさん側がもう手いっぱいになってきてるので、これ以上受けられへんところが出てきているところがあって、花坂なんかは、まだまだ中心的に経営する方というのは、若い方というのが割と多いので、小規模な集積は既にやって



あと1個、事務局的に1個したいなと思うのは、離農者が今、ふえてきて、不在地主になって、もう農業やめたという、してない人でも、実家に農機具、結構いい状態で置いている方、おられると思うんです。新規で入ってきたりとか、そういうこれからしようと思う人って、一からその投資するのが大変やさかいに、その農業委員会、農地の機械バンクみたいなのをこしらえて、貸していただけるという機械の種類とか、そういう台数だとかというのをストックして、有償、無償にするのか、含めた上で検討して、そういうふうなことで新しい人に使ってもらおうとか。そのかわり、壊したら弁償して直してもらおうとかという条件をつけるとかって、その辺、していったらいいかなど。多分、一からしようと思うのに、田んぼあって一から機械、結構要るじゃないですか。今までしとった人の、今までしとった機械やったら、使えるはずなんですね。そら、最新型みたいな、エアコンきたようなものでなかったとしても、だけど、それなりにやってるし、簡単な畑するんやったら、耕運機とかでもあったらできるし、それは鍬があればできんことはないかもしれんけど、やっぱりよりやりやすい方向で。結構、まちなかをうろうろと行くと、倉庫を見ると、何か眠ってる機械がいっぱいあるなど。うちの職員の実家とかを含めても、結構あるやろなというふうなことがあるので、そういうのを農地バンクとともに登録をしていただいて、貸していただいて、土地を貸すのも難しいのに、機械はもっと難しいということもあるんですけどね。

井阪委員

しかし、それこそ、ええ人に当たったらよろしいのやけど、トラクターでも、雨降ってもそのまま雨ざらし、ほってあるんですね。その貸してもらったやつを。

事務局（門谷佳彦）

それはもうほんまに、借りる人のモラルの問題も絶対出てくるんで。

井阪委員

貸さんだらよかったとかね。

事務局（門谷佳彦）

あるでしょうね。

井阪委員

家かて、もうあんな人に貸さんだらよかった、もう返してほしいわというような人もいてはりますわ。

事務局（門谷佳彦）

そうなんですよ。やっぱり、そういう最初を、やっぱりきっちり、そういうふうなことにならんようにせんと、一つそういううわさみたいなのが、あんな役場の農業委員会みたいなのになんて貸した

らえらいことになりまっせってなると、風評被害じゃないですけど、一気に広まっちゃいますので、そないならんように、ルールづくりしていった上で、したいなとは思っているんですけども、なかなかそのルールづくりというのが、今まで農業をちょっとでもやってきた人が借りるやり方と、全く素人が借りに来たときのやっぱり扱い方って、どっさり違うので、その辺はどうやって平準化していった上でのルールづくりするのが、一番いいのかなと思いますので、その辺、また、今後、ここ1年、2年ぐらいで議論していったらなと。

やっぱり農地と機械と家って、この三つって、やっぱりふやす要素で言うたら、もう絶対三要素は絶対要るんです。住むところ、使う農地、使える機械、この三つ絶対ね。1個だけ欠けたって、絶対ならん、難しい。そういうのがありますので。

柳会長

はい、わかりました。

なるべく、そういうふうにして、荒れ地、なくしたいと思うんやけどな、なかなか、それが難しいでな。

事務局（門谷佳彦）

多分、これがうまいこといくと、会長が毎年行っている、全国農業大会で発表できるぐらいのものになると思います。

柳会長

そこまでそんな馬力はないけどちょっとでもええ方向へ向かってくれたらうれしいなと思うんやけど。

柳会長

他にありませんか。

事務局（門谷佳彦）

そうですね。ホップの収穫祭が8月の4日にあるのは、もう皆さん周知のとおりと、御出席をいただくという御返事もいただいている方、多数おられるということは存じています。時間は御案内したとおりでございますので。ぜひぜひ来ていただいて、当日はそのクラフトビールの試飲もございますし、飲めない方でも、ノンアルコールのビールを御用意しています。料理については、ジビエを使った料理を、お腹いっぱい食べるものでもないし、へべれけになるほど酔うほどでもないんで、軽く味を見ていただく程度ぐらいの量というふうに認識していただいたらと思います。ホップの今度、自分でもつくってみようという人がおったら、そのときはそのときでええかなと思うので。委員さん個人で来られるのもいいんですけど、御家族の方とか、近所の方もお声がけいただいて、ちょっとでも地元の人が多いほうがいいんですね。関係者や町会議員ばかりおったってかなわんで、もう実際、ほ

んまの地元の農家さんとか、子供たち含めた、そういう方々がより多く来られてもらうほうがありがたいので、ぜひぜひお願いします。

駐車場は、当日、ちょっと何か所か、お借りしてする予定はしておりますので、大変あんまり道の広いところでもないし、場所が多いところもないので、できるだけ乗り合わせてもらったりとか、高野から筒香へ抜けると、ルート上ではうちのバスもございますので、御利用していただくのも一つですし、ぜひぜひお誘い合わせの上、皆さん来ていただいて、盛大にやっついこうかなと思っております。

当日、トレーニングセンターのトイレをお借りするように、区長さんには快く御承諾をいただきましたので、使わせていただきたいと思います。また今後は、去年より倍ふやしてますし、それで、いずれはもうどんどんふやしたいなと思うんですけども、まだ頑張ってるほうをつくっていますので。

井阪委員

これ続くとええけどね。

あっち側って、あれ、あそこの田やな。道の反対側。あんなところはあかんの、やっぱり。やっぱりそういうところはやっぱり使ってもらわれへんから、そんなところが水が多いですよ、こっちから言うたら。

事務局（門谷佳彦）

多いです。よく存じてます。そういうことなんですね。

柳会長

ことし、けど、ホップ、前ほどつくっとらんけど、やれとるな、去年より。

事務局（門谷佳彦）

ちょっとね、やっぱり、連作だか、肥料が足らんだか、ちょっと去年に比べたら、量は減ってると思います。見た目、やっぱりちょっと食いつき悪いんですよ、去年に比べたらね。面積で。来年に向けて、ちょっといろいろ考えるらしいです。またぜひぜひ皆さん、周辺の方々、誘い合わせて乗せてきてもらっても、連れてきてもらって。

柳会長

あれ、何時からですか。

事務局（門谷佳彦）

10時からです。

柳会長 いろんなところに張ってるから。大きいポスター張ってるわ。

議長 ほかにないですか。

事務局（民農里英） 連年開催されている農業委員さんと推進委員さんの研修なんですけれども、ことしは9月3日の火曜日の午後から開催予定であるという一報を受けました。会場や時間というのは、まだ通知が来ていないので、今、この時期に、時間ということをお伝えできないんですけれども、去年は粉河のふるさとセンターまで行っていただいたんですけれども、ことしは伊都のほうで開催予定ということですので、また通知で詳細が来ましたらお知らせさせていただきますので、取り急ぎ、9月3日、お忙しいと思うんですけれども、予定の調整をいただいて、なるべく御参加いただきますようお願いいたします。

事務局（門谷佳彦） かつらぎ町の役場の裏ね。多分あそこだと思います。

議長 そういことですので、また皆さん、御参加をよろしく願います。

ほかになかったら、これできょうは協議、全部終わりましたので、閉会したいと思います。ありがとうございました。

\*\*\*\*\*午前10時55分 閉会\*\*\*\*\*

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

令和元年8月13日

会 長 \_\_\_\_\_

署名委員 5番 \_\_\_\_\_

署名委員 6番 \_\_\_\_\_

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。